

根拠を示す著作として議論することに反対している(池内敏・前掲書、「補論5」)。また別に内藤正中は、『隠州視聴合紀』は「竹島渡航禁止」以前に書かれたものであるから「竹島」を日本の西北境と思って記述したことは当然であるとしている(内藤正中『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』、p.122)。

(追記)本補論の論述に当たっては、上記の池内敏・前掲書の所論から多くの示唆を得た。

【注1】『隠州視聴合紀』の著者について『日本庶民生活史料集成』の解説では「隠岐島を巡視した幕臣何某の手になるもの」とするが、著者は松江藩士で寛文7(1667)年隠岐国郡代として赴任した斎藤勘助(豊宣)である(永海一正『隠岐の歴史』p.83)。なお著者として名前があげられることもある斎藤豊仙は、勘助の子で父の書いた『隠州視聴合紀』を増訂した人物であるという。また『隠州視聴合紀』諸写本は、勘助が書いた原著書の系譜をひくものと豊仙による増訂版の系譜のものとの2つに大別されるようだ(詳しい考証は、池内敏・前掲書、p.330~332を参照)。

【注2】『隠州視聴合紀』の本文中で「竹島」または「磯竹島」についての言及が見られるのは2ヵ所である。まずこの補論の冒頭に引用した巻一「国代記」の中の「竹島」の割注部分(「俗に言う磯竹島。竹魚海鹿多し」)、次いで巻三「穩地郡」南方村の項に、富浦(=福浦)という小村の地先1町ばかりの沖に浮ぶ孤島に弁財天が祭られてあり「磯竹島に渡る者、是に於て泊して晴を量り、風を占ふ。又、其帰帆の恐〔恙の誤記か?〕なき事を祈る」とある個所である。

以上の記述のされ方は、どちらも隠岐国の位置付けや福浦の弁財天に関する説明文の中で一言言及されているにすぎず、「竹島」を隠岐国4郡のいずれかに属する島として扱っているものとはいえない。

また別に『隠州視聴合紀』の巻四巻末に付載された「知夫郡焼火山縁起」の中で1ヵ所「磯竹島」の名が出てくる次のような話がある(『日本庶民生活史料集成』第20巻所収、p.286)。

〈元和4(1618)年3月に伯耆国の商人村川氏(原文では「村川民」とあるが氏の誤写であろう)の船が焼火山の神符をいただいて(「自宮賜栄印」)。なおこの箇所については、依拠するテキストによっては「自宮一」が「自官一」と書かれており「朱印状=渡海免許状?をいただいて・・・」と解釈できるものがある)磯竹島に行ったが、暴風に遭って朝鮮(「高勾麗」)に流された。日が暮れて港の方角が判らなくなったとき船頭が焼火山の神に祈るとたちまち漁火が見えそれに導かれて助かった(「日暮不知津。船隻念焼火山。忽有漁火、得入其津」)、帰国後ますます焼火山の神を尊崇するようになった)。

隠岐国4郡に関する記録としては『隠州視聴合紀』以外に『増補隠州記』がある。これは、貞享4(1687)年の郷帳(村ごとに作成された徴租台帳)の内容を集成したものであるが、島についてはそれぞれが属する村のところに項目を立て、島名と島周りの町数(島の周囲の長さ、すなわち島の大きさ)や岸から島までの距離、産物等が記載されている。しかしこの記録の中に磯竹島を自村の島として扱っているところはなく、わずかに「越智郡南方村」の「弁財天」の項に「此社ニ而磯竹島江渡ル舟順風を祈り、帰帆茂又恙なき事を祈ル」(『新修島根県史』史料篇2、p.204)と単に島名が記されているだけである。

第5章 明治維新期の「竹島/松島」をめぐる問題

5-1 島名の入れ替わりと混乱

江戸時代後期の日本では、同時代の西洋の地図と比べても遜色のない「伊能図」のような精密な日本地図を作製できるようになっていた。一方、東アジアや全世界の地図については、鎖国体制下で日本人による調査や見聞は不可能だったため、オランダ、中国経由で海外の地理学書、地図帳、航海記などを輸入してそれらを翻訳・研究しながら日本製の地図を作成する方法がとられていた。以下で述べる「竹島」「松島」の島名の入れ替わりと混乱は、こうした江戸幕末・明治維新时期における世界知識の吸収の過程で生じたものである。

シーボルトの日本地図

「竹島」「松島」の島名混乱の原因は、具体的には長崎のオランダ商館に勤務した医師・シーボルトが帰国後ヨーロッパで刊行した日本地図にあったとされている(→表3参照)。

シーボルトは、帰国後日本滞在中に入手した地図類と収集した地理情報を総合して極めて精度の高い日本地図を作製・刊行したが、日本海に浮ぶ「竹島」「松島」の2島については、18世紀にヨーロッパ人が同じウルルン島につけていた2つの島名「ダジュレー島」と「アルゴノート島」の名を、それぞれに当たると考えて併記したのである。シーボルトは、ヨーロッパ人の発見者によって記録された「ダジュレー島」と「アルゴノート島」の経緯度が異なっていたため同一の島のことだとは気づかず、西側(朝鮮半島寄り)の経緯度が記録されたアルゴノート島を「Takasima(竹島)」、東側(日本列島寄り)のダジュレー島を「Matusima(松島)」としたのであった(現在の竹島=独島である「松島」の方は、まだヨーロッパには知られていなかった)。

ところが1850年代にロシア船やイギリス船が別々に観測してアルゴノート島(シーボルトの地図の「竹島」)の位置(経度・緯度)には島がないことが確認されたため地図から抹消され、結果的に欧米製の地図においては朝鮮のウルルン島(鬱陵島)がダジュレー島とされ、その別称が「松島」ということになったのである。こうして島名が確定された欧米製の地図や海図は、明治時代になると外国との接触が多かった外務省や海軍関係を中心に取り入れられて広く使われるようになったため、ウルルン島の別称(日本名)を「松島」とする地図情報が全国的に普及していったのである。

しかし山陰地方の人々は、おそらく江戸時代前期の渡海禁止令後も「竹島」への密航や密貿易が断続していたためと想像されるが、明治時代になってもウルルン島のことを「竹島」と呼び続けていた。このような事情から東京の官公庁や海軍関係者たちがウルルン島の日本名を「松島」と呼ぶようになったのに対して、山陰地方の人々は同じ島を「竹島」と呼び続けるという島名の混在=混乱が起きたのである。他方現在の竹島=独島に当たる江戸時代の「松島」の名は存在感が乏しかったためであろうか、明治時代になると使われ

なくなり「りゃんこ島」「リランコ島」等と呼び習わすようになっていた。この竹島=独島の新しい呼称は、いずれも「リアンクール（またはリアンコールト）岩」から転訛した俗称である。*竹島=独島の「松島」という旧名が使われなくなったのは、海図ではウルルン島の別名に「松島」が使われていたため、名称の混同を避ける意識が働いたためとも考えられる。

[表3] ヨーロッパ人による2島の「発見」と命名

暦年	船名、発見者など	国名	ウルルン(鬱陵)島	竹島=独島	備考
1787	ラベルーズ艦隊	フランス	ダジュレー島 (北緯37°25'、 東経130°56')		ヨーロッパ人で最初に「発見」
1789	アルゴノート号	イギリス	アルゴノート島 (北緯37°52'、 東経129°50')		ダジュレー島とは別の島と考えた
1840/ 1852	シーボルト著『日本人作成による原図および天文観測に基づく日本国地図』	オランダ	【西】タカシマ (アルゴノート島) 【東】マツシマ (ダジュレー島)		島の緯度・経度と発見者名を東西2島それぞれの島名の脇に注記している
1849	リアンクール号(捕鯨船)	フランス		リアンクール岩	
1854	バルラーダ号(プチャーチン艦隊)	ロシア	〈実測によりアルゴノート島の位置に島はないと確認〉	メナライ及びリヴツア岩	
1855	ホーネット号(軍艦)	イギリス	〈実測してバルラーダ号と同じ結論となる〉	ホーネット岩	☞アルゴノート島は地図上から消える
1880 (明治13年)	海軍軍艦「天城」	日本	〈海図の松島は鬱陵島(ダジュレー島)と同じ島であると確認〉	「リアンクール(列)岩」	☞これによって日本における2島の島名混同問題は決着(*)

(*) 外務省の北澤正誠『竹島版図所屬考』は、軍艦「天城」の報告にもとづいて次のように記している

(引用文4行目の「竹島」はウルルン島の属島「竹嶼」のことで、現在の竹島=独島ではない)。

「又海軍水路局ノ水路雑誌ニ拠レハ、明治十一年六月海軍少佐松村安種天城艦ヲ以テ朝鮮海へ回航ノ際・・・(中略)・・・是我軍艦松島ノ測量スルノ始メナリ。其後明治十三年天城艦ノ再ヒ松島ニ航スルニ及ヒ、海軍少佐三浦重郷等親シク其地ニ至リ、実見測量スルニ及ヒ・・・(中略)・・・松島ハ古代韓人称スル処ノ鬱陵島ニシテ、他ニ竹島ト称スル者アルモ叢爾タル小島ニ過キサリヲ知り、事情愈明ナリ。由是觀之ハ、今日ノ松島ハ即チ元禄十二年称スル所ノ竹島ニシテ古来我版図外ノ地タルヤ知ルヘシ」(『日本外交文書』第14巻所収、p.394。ルビ、句読点は引用者)

5-2 「竹島外一島」についての太政官裁決

竹島/松島の開拓願の提出

1876(明治9)年から翌年にかけて、「松島開拓之議」(青森県人・武藤平学提出)、「松島開拓願」(千葉県人・斉藤七郎兵衛提出)、「竹島渡海願」(島根県士族・戸田敬義提出)などの表題をもつ日本海の島についての開拓の建議書・請願書が相次いで政府などに提出された(戸田敬義の請願書は東京府知事宛、他の2通は在ウラジオストクの貿易事務官を経て外務省に提出された)。

そのうち「竹島」については、江戸時代の記録を調べて朝鮮の鬱陵(ウルルン)島のことであると判断できたが「松島」については判断がつかねた。前節の“島名の入れ替わり”にまだ気づいていなかったため混乱が生じたのである。

そこで、請願書の「松島」が「竹島」と同じウルルン島のことを指しているのか、そうではなくほかに「松島」という島があるのか、またその島の領有権はどうなっているか等を日本政府として確定する必要に迫られた。しかし請願書を検討した外務省内では見解が分かれたため、島根県に照会することや船を派遣して現地を調査することを決めたのである(請願書の内容や外務省内の詳しい議論については、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』、p.31~46を参照)。

地籍編纂と島根県の上申書

一方同時期の内務省では、同省の地理寮が全国の地籍編纂作業を進めていた。これに関連して島根県【注1】を調査のため巡回した地理寮の官員が「日本海中ニ在ル竹島」のことを知り、帰京後同県に対して以下のように照会した。

「御管内隠岐国某方ニ当テ從來竹島ト相傳あいになせうろう候 孤島有之哉ニ相聞、固ヨリ旧島取藩商船往復之線路モ有之趣これあるや あいなきこと・・・(中略)・・・旧記古図等御取調本省へ御伺相成度、此段及御照会候也」(明治9[1876]年10月5日付、内務省地理寮から島根県地籍編製係宛て照会:『明治十年三月 公文録・内務省之部一』[国立公文書館所蔵] 収載の乙第二十八号書類。引用文中のルビ、句読点および下線は引用者。以下も同じ)。

この照会に対する島根県からの回答として「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」という表題の上申書が、その付属文書(「竹島」「松島」のそれぞれの地勢や産物についての説明【注2】、「竹島」渡海免許状および渡海禁止令の写を記載)と地図(隠岐と松島、竹島、朝鮮半島が書き込まれた「磯竹島略図」1枚)を添えて内務省に提出された。

島根県はその上申書の中で、「竹島」が永禄年間に発見され元和4年から元禄8年まで約78年間米子の太谷九右衛門・村川市兵衛という者が旧幕府の許可を経て同島の動植物を積み帰って売却していたことを述べ、その結論として次のように記していた。

「今回全島実檢之上委曲ヲ眞へ記載可致ノ処、固ヨリ本県管轄ニ確定致候ニモ無之、且北海百余里ヲ懸隔シ線路モ不分明、尋常帆舞船等ノ能ク往返スヘキニ非サレハ、右大谷某村川某カ伝記ニ就キ追テ詳細ヲ上申可致候、而シテ其大方ヲ推按スルニ管内隱岐国ノ乾(*)位ニ当リ、山陰一帯ノ西部ニ貫付スヘキ哉ニ相見候ニ付テハ、本県国図ニ記載シ地籍ニ編纂スル等ノ儀ハ如何取計可然哉、何分ノ御指令相伺候也」(明治9年10月16日付伺書、前掲『明治十年三月公文録』収載)(*)乾：北西

すなわち上の引用によれば、島根県は「竹島外一島」を同県の地籍に編纂する心積もりで(「山陰一帯ノ西部ニ貫付スヘキ哉ニ相見候ニ付」)内務省に伺いを立てたのである。

内務省での調査と太政官裁決

ところが島根県から伺書(上申書)提出を受けた内務省では、別に独自の資料調査を加えて(「竹島外一島」は日本領土ではない(「本邦関係無之」))との結論を出したのである。ただし内務省としても版図(領域、領土のこと)の取捨は「重大之事件」であると考え、この結論を太政官に送付して裁決をうけることにしたのである。以下に、このとき内務省から太政官に送られた伺書の全文を引用しておきたい(日付の明治10年は西暦1877年)。

日本海内竹島外一島地籍編纂方向

竹島所轄之儀ニ付島根県ヨリ別紙伺出取調候処、該島之儀ハ元禄五年朝鮮人入島以来別紙書類ニ摘採スル如ク、元禄九年正月第一号旧政府評議之旨意ニ依リ、二号訳官へ達書、三号該国来策、四号本邦回答及ピロ上書等之如ク、則元禄十二年ニ至リ夫々往復相済、本邦関係無之相聞候得共、版図ノ取捨ハ重大之事件ニ付、別紙書類相添為念、此段相伺候也

内務卿 大久保利通代理

明治十年三月十七日

内務少輔 前島密

右大臣 岩倉具視殿

(前掲『明治十年三月 公文録・内務省之部一』収載)

【解説】文中の「旧政府」とは江戸幕府のこと。また「別紙書類」とは、老中から対馬藩家老への内話(1号書類)、対馬藩が朝鮮の訳官使に与えた達書(2号書類)、朝鮮政府からの「竹島之謝書」(3号書類)、対馬藩が朝鮮政府に送った返簡および老中の指示を受けて対馬藩が(後来のため)朝鮮側に申し送った「竹島一件」到着までの経緯をまとめた口上書(4号書類)の各書類で、典拠はいずれも『竹嶋紀事』と思われる。引用の文書からは、内務省が島根県から送られてきた文書・記録と内務省自身の調査によって入手した記録類とに基づいて結論を出していたことがわかる。

ところでここに出てきた「太政官」とは明治維新のとき設置された国家の最高機関のことで、後の「内閣」に相当するものである。太政官は1868(明治元)年に設置され、

翌年の改正によって内務省、外務省、大蔵省など中央官庁6省を統括する機関となった(その後1885〔明治18〕年の内閣制度発足に伴って廃止)【注3】。

さて内務省から太政官に送られた上記の案件は、太政官調査局でも内務省の見解が支持され(3月20日)、そのまま太政官において承認された。そして3月29日には太政官から内務省に対し「伺之趣、竹島外一嶋之義、本邦関係無之義ト可相心得事」(*) (大意：竹島ほか一島の件は日本とは関係ないものと心得ること)と正式に指令されたのである。

(*)上の「」内の文言は、前ページに引用した内務省の「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」の原本(『公文録』に編綴・収載)の末尾に、日付を含めて3行、朱筆を用いて加筆されている。

そしてこの太政官裁決は4月9日付で内務省から島根県にも通達された。島根県側の記録には、これに対応して次のように書かれている。

「〔明治9年10月〕十六日 本県地籍編製上ニ係リ日本海中竹島外一島属否ノ事ヲ内務卿ニ稟ス 十年四月九日ニ至リ本邦関係無之旨指令ヲ得ノ竹島外一島ハ管下隱岐国ノ乾位日本海中ニ在ルモノナルカ従来管内人民ノ渡海セシ由縁ニ基キ今之ヲ稟スルモノトス 其書曰御省地理寮官員・・(以下に、既述した島根県から内務省宛ての上申書が筆写されている)」(『島根県歴史政治部』、明治九年・「施政」の項【注4】)。

太政官裁決の公文書の整理・保管

以上のような経過をたどり、1877(明治10)年、当時の日本政府は「竹島」(ウルルン島)と「外一島」(「松島」：現在の竹島=独島)を日本領ではないと裁決したのである。そして関係する公文書類は、すべて太政官記録課(局)において『公文録』と『太政類典』に整理・保管され、現在は国立公文書館に所蔵されている。

上記のうち『公文録』とは、明治初期の政府の基本公文原簿で、明治元(1868)年以降から明治18(1885)年末までを収録しているものである。『公文録』には太政官の授受した各省・院・使・府県の稟請および上申・進達などがことごとく収録され、それらの公文書原本が各官庁別、年次別に編綴・収載されている(なお明治6年以前の分は太政官の火災で焼失したため写本だが、それ以降は原文書を収めている)。

また『太政類典』とは、行政運用の実務のため『公文録』や『太政官日記(日誌)』などから典例・条規を収集・筆写(毛筆・楷書)し、それらを部門別・年代順に編集・集成的なものである。慶応3(1867)年から明治14年までである(以上『国史大辞典』を参照)。

上で紹介した当時の政府関係書類の具体的な整理・保管のされ方をこの太政官裁決の場合に即して見ておくと、まず『公文録：明治十年三月・内務省之部一』には①太政官調査局の議按と指令按(明治10年3月20日付)、②島根県から内務省への伺書(明治9年10月16日付)とそれに添付された書類(内務省から島根県への照会状〔乙第二十八号文書〕と江戸時代の「竹島」渡海に関する説明および渡海免許状・渡海禁止令の各写)、③内

務省から太政官への伺書に添付された書類(一号~四号文書)、④内務省から太政官への伺書(明治10年3月17日付:前に全文引用したもの。既述したように、その最末尾に3月29日付の太政官の指令文が朱筆で日付を含め3行加筆されている)、⑤島根県からの伺書に添付された地図(「磯竹島略図」:1枚、袋入)が一括して綴じ込まれている。

また『太政類典:第二編・第九十六卷』の方には「三月二十九日[十年] / 日本海内竹島外一島ヲ版図外ト定ム」という表題の後に①内務省から太政官への伺書(明治10年3月17日付。その末尾に3月29日付の太政官の指令文が日付を含め2行朱書きされている)、②島根県から内務省への伺書(明治9年10月16日付)と③内務省から太政官への伺書に添付された書類(一号~四号文書)、そして最後に④太政官調査局から太政官に上申された議按(「本局議按」:明治10年3月20日付)がそれぞれ筆写されている。

それにしても、現在まではほぼ完全な形で保管されているこれら政府作成の公文書類を、1905(明治38)年の竹島編入を政府内部で検討した関係者はいったいどのように参照したのか、あるいは無視したのかなど知りたいところである。後述するが、1904年に竹島=独島の日本領土編入を政府に請願した中井養三郎に対して「韓国領地ノ疑アル」ため願書は受理できないと拒否した「内務当局者」のいたことが知られている。その「当局者」はこの『公文録』『太政類典』をどのように活用していたのだろうか(→6-3参照)。

また、第二次世界大戦後に始まった「竹島=独島問題」の論争において、この『公文録』を直接引用して論じたのは、管見では堀和生の論文「一九〇五年日本の竹島領土編入」

(1987年)が最初であった。それまでは、外務省条約局の職員として「領土問題調書」(日本政府が被占領期に作成した連合国向けの英文による文書。→本稿『後編』参照)の作成を担当し、後にこの問題に関する包括的な研究書『竹島の歴史地理学的研究』(1966年)を著した川上健三も、この『公文録』『太政類典』については言及していなかったのである。

「竹島外一島」の領有権の認識

ところで、ここに言う「本邦関係無之」すなわち(日本領ではない)とは、当然(朝鮮領であるから日本領ではない)との認識であったことを意味する。なぜなら、先に引用した内務省の伺書で明らかなように、内務省と太政官調査局は江戸時代の「竹島一件」を踏まえうえて結論を出しており、当時の日本政府が2島の帰属先を朝鮮王国であると考えていたことは疑いようがないからである。この太政官裁決が「竹島外一島」の帰属先(領有国)について言及していないのは、この文書が相手国のある交渉事案に関する裁決ではないからであろう。

また「竹島外一島」と書かれていることから、日本政府が、竹島=独島(江戸時代の「松島」)をウルルン島(同「竹島」)の属島と見ていたこともわかるが、これは江戸時代の「松島」が「竹島」への往復の途次や「竹島」に滞在中に利用されたという実態にも即した、

ごく自然な理解の仕方であったといえるであろう。

下條正男は、この「竹島外一島」について『一島』が今日の竹島を指すのかそうでないのか、判然としない。もしその『一島』が今日の竹島だったとすれば『本邦関係これ無き』というはずがない(下條『竹島は日韓どちらのものか』、p.123)と述べているが、日本側から見てこの海域に2島以外認識されていなかったことは江戸時代以来周知の事実であり、当事者間でその点に関しての不明確さは一切なかったはずである【注5】。

日本政府における島名の確定

1880(明治13)年9月、日本政府は軍艦天城をウルルン島に派遣して天測(経緯度を決めるための天体観測)を行なわせ、海図にある「松島」が「鬱陵島」(ウルルン島)に他ならないことを実際上でも確認した。これにより(江戸時代の文献にある「竹島」=朝鮮領の鬱陵島=海図の「松島」という事実関係が明らかになったのである(→表3参照)。

したがって政府に提出されていた開拓願の類は、対象となる島が外国領であることからすべて却下となった。またこれによって明治政府内における島名の混乱は解決し、以降はウルルン島が「鬱陵島、一名松島」に、現在の竹島=独島については1905年の日本領土編入まで「リアンコールト岩」が、日本における公的呼称となったのである。

【注1】当時は廃藩置県後の府県の統廃合が進行していく途中の時期で、この文書の時点の島根県は、現在の鳥取県をも合わせた大きな県となっていた(1876年8月~1881年9月。藩・県の統廃合の詳しい変遷については注4の図を参照)。したがって下條正男が『竹島は日韓どちらのものか』の中で「鳥取藩や対馬藩と違って、島根県は元禄期に起こった『竹島一件』の当事者ではなく、鬱陵島の事情にも疎かった」(p.122~123)と記すのは正確さを欠いている。また事実としても、島根県から内務省に提出された伺書(明治9年10月16日付)の内容を見れば、旧鳥取藩関連の史料を使って「竹島」渡海の経緯をほぼ正確に説明しており、また大谷家に伝わる享保年間の制図とされる「磯竹島略図」も縮写して添えるなどして、旧鳥取藩の事柄をそれなりにカバーできていることがわかる。

【注2】現在の竹島=独島である「松島」については、次のように説明されている。

「次ニ一島アリ松島ト呼フ周回三十町許竹島ト同一線路ニ在リ隠岐ヲ距ル八十里許樹竹稀ナリ赤魚獸ヲ産ス」

【注3】参考までに、1877(明治10)年3月当時の太政官の構成を示しておく。

太政大臣:三条実美 右大臣:岩倉具視

参議:大久保利通(内務)、大隈重信(大蔵)、伊藤博文(工部)、大木喬任(司法)、
寺島宗則(外務)、山県有朋(陸軍)、黒田清隆(開拓使)

* ()内は参議が卿(後の大臣に相当)を務めた省名。ただし開拓使は省ではない。太政官を構成する参議が各省の卿となり、それによって国家の行政権全体を太政官が統括する形になっていたのである。すなわち、太政官とは後の内閣に相当する国家の最高機関であった。

【注4】『島根県歴史』(1878〔明治11〕年頃成立)は、当時の島根県が明治政府の命令を受けて編纂した公文書で、正本は明治政府に提出され、稿本(副本)が現在島根県立図書館に架蔵されている。

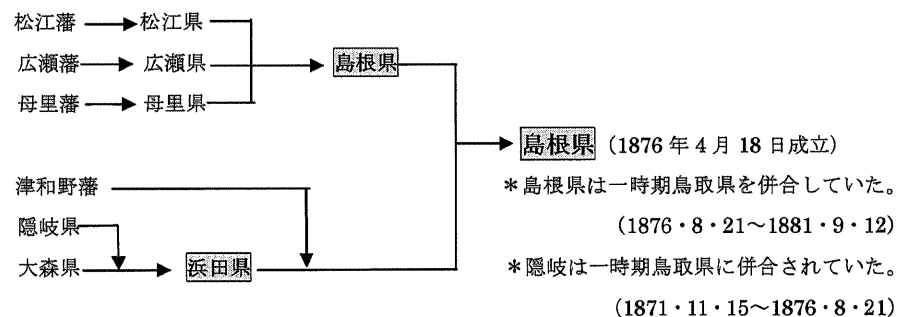
明治政府は1872(明治5)年、太政官正院(国政の最高官庁)に歴史課・地理課を設置した(10月4日)。それを契機に全国的規模での歴史・地誌編纂を企て、各県に県の歴史・地誌を編纂して政府に提出すべき旨を通達した。『島根県歴史』はこの一環として編纂されたものである。

『島根県歴史』(全16冊)全体は、次のような構成・内容となっている。

- ①『島根県歴史・政治部』: 1871年11月15日に島根県が置かれてから1876年12月までの歴史、全3冊。内容を県治・施政・拓地・勸農・勸業などの項目に分け、日を追って記述。
- ②『島根県歴史・制度部』: 政治部と同じ期間で全3冊。内容は租法・職制・禄制・刑法・禁令などの項目に分け、日を追って記述。
- ③『島根県歴史・官員履歴』: 1875(明治8)年の県令・参事以下の県官員の履歴集、1冊。

以上の3部7冊の外に版籍奉還から廃藩置県を経て島根県に統廃合されるまでの期間(1869年6月18日~1871年11月14日)の旧藩・旧県の歴史である3つの付録編各3冊ずつが加えられていた。すなわち『島根県歴史付録松江藩・松江県』『島根県歴史付録広瀬藩・広瀬県』『島根県歴史付録母里藩・母里県』である(参照:『山陰の古書』:『山陰中央新報』1981年3月27日付)。

なお他に島根県関連では、同様の構成で『浜田県歴史』全9冊がある。浜田県は、旧浜田藩領(浜田藩は1866年の第2次長州征討〔幕長戦争〕の際長州藩に占領されその領地となっていた)と旧大森銀山領(幕府直轄領)がもともなった大森県(1869年8月成立。隠岐県も支配)が1870年1月に浜田県と改称されたもので、翌年の「廃藩置県」(1871年7月14日)の際に津和野藩を編入し、さらに同年11月に石見国全体を浜田県とした。浜田県はその後1876年4月に島根県に編入され、出雲・石見・隠岐の3国からなる現在の島根県のもとが出来たのである。



【注5】「竹島外一島」の「一島」が江戸時代の「松島」(現在の竹島=独島)を指していることは、1876(明治9)年10月に島根県から内務省に提出された「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」の付属書類の中にある地図「磯竹島略図」によっても裏付けられる(この地図の写真が内藤正中・金柄烈『史的検証竹島・独島』の目次の後に掲載されている)。この付属地図には「磯竹島」(「竹島」と「松島」とが「隠岐」・「朝鮮国」と共に一枚の地図の中に正しい位置関係で描かれており、その他に島は描かれていない。したがってこの地図を含めた島根県からの伺書とそれを受けて作成された内務省から太政官宛の伺書、さらに太政官作成諸文書等に使用されている「竹島外一島」が上の地図中の「磯竹島」「松島」両島を意味することは明らかであろう。

第6章 竹島領有の閣議決定と公示をめぐる問題

6-1 ウルルン島(鬱陵島)の日本人

明治時代になって「鎖国」体制から解放された日本人は、様々な動機から海外に出かけるようになった。九州や中国・四国地方の民衆によるウルルン島(鬱陵島、江戸時代の「竹島」)への渡航もそうした時代の流れの中で始まり、徐々に盛んになっていったのである。

ただし朝鮮領であるウルルン島に勝手に渡航しその沿岸でアワビやナマコを採ったり島に上陸してケヤキなどの材木を切り出したりすることなどは、いずれも日朝間でそれに応じた国際約束(貿易や漁業に関する協定など)が結ばれる以前においては「領海侵犯」「密漁」あるいは「密入国」「樹木の盗伐」「密輸出」といった犯罪であった。

しかし明治初期のウルルン島では、朝鮮政府による「空島政策」が1882(明治15)年まで継続されており、同島に対する朝鮮政府の統治や国境管理は数年毎に見回りの役人を派遣する程度の不徹底なものでしかなかったため、上述のような日本人の犯罪行為もほとんど野放しの状態となっていた。

日朝間の漁業条約

日朝両国間における近代最初の条約は、1876(明治9)年2月に結ばれた「日朝修好条規」と「同付録」および「貿易規則」(同年8月調印)である。

この条約では、日本人が朝鮮に渡航して自由に交易できると定めていたが、交易が許可された場所は釜山・元山・仁川の3港に限定され、その他の港での交易は禁止されていた。またこの条約には漁業に関する内容は含まれていなかったため、条約が結ばれた後も、日本人が交易場所ではないウルルン島に渡航することはもとより、同島の海浜(沿岸海域)で漁をすることも処罰されてしかならざるべき犯罪行為であった。

その後1883(明治16)年7月に「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則」(「日朝貿易規則」)が結ばれ、その中の第41款の規定によって、日本の漁船は朝鮮の全羅道・慶尚道・江原道・咸鏡道の4道の海浜に、また朝鮮の漁船は日本の肥前・筑前・長門(朝鮮海に面する所)・石見・出雲・対馬の6国の海浜にそれぞれ出漁して漁採できることになった。またそこで獲った魚介類に限り、その地で売買することも例外的に認められることになった。当時ウルルン島は江原道に属していたので、この「日朝貿易規則」第41款によって日本から同島沿岸海域へ出漁することは合法化されたが、この規則でも日本人がウルルン島に住み着き商売することや木を伐ることは認められていなかった。

それから6年後の1889(明治22)年11月には「日朝貿易規則」第41款の施行細則というべき「日本・朝鮮両国通漁規則」が締結され、先の貿易規則で規定された地方の沿岸3海里以内で操業する両国の漁船には、船の大きさ・船主名・乗組員などについて予め届け出て免許鑑札(操業許可証)を取得し規定の漁業税を納めるように義務付けられた